

通年勤労働員態勢下の立教中学校（二・完）

— 動員をめぐる諸問題と学徒隊を中心に —

安達宏昭

はじめに

第一章 勤労働員の通年化と教育（以上、前号）

第二章 「決戦教育措置要綱」下の動員と教育（以下、

本号）

おわりに

第二章 「決戦教育措置要綱」下の動員と教育

（一）空襲下における動員と教育

一 東京都からの諸通達

一九四五年三月一八日に「決戦教育措置要綱」が閣議決定された⁽¹⁵⁾。この要綱では、「全学徒ヲ食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究其ノ他直接決戦ニ緊要ナル

業務ニ総動員」する、このために国民学校初等科を除いて学校の授業は同年四月一日から翌年三月三十一日まで原則として停止する、としていた。ただし、これには「備考」があり、前項の業務に「動員下令アリタルモノヨリ逐次之ヲ適用スル」とされていた。この備考が持った意義については、後に検討する。

さらに、この「要綱」においては、「学徒ノ動員ハ、教職員及学徒ヲ打ツテ一丸トスル学徒隊ノ組織ヲ以テ之ニ当リ」、「其ノ編成ニ付テハ所要ノ措置ヲ講」じるとして、「学徒隊」の編成を打ち出していた。また、「進級ハ之ヲ認ムルモ、進学ニ付テハ別ニ之ヲ定ム」とし、この要綱実施のために、速やかに戦時教育令（仮称）を制定する、としていた。私立学校において重要な意味を持っていたのは、「備考」において「授業ヲ停止スルモノニ

在リテハ授業料ハ之ヲ徴収セズ」としていたことである。授業料の徴収ができなければ、学校の維持ができないからである。もつとも、その次に「生徒隊費其ノ他学校経営維持ニ要スル経費ニ付テハ別途措置スルモノトシ必要ニ応ジ国庫負担ニ依リ支弁セシムルモノトス」とされており、何らかの救済措置が取られることが示唆されていた。

東京都教育局長は、四月六日に「決戦教育措置要綱ニ関スル件」を各公私立中等学校長宛に発し、この「要綱」を伝達するとともに、その具体的な対応方針を示した⁽¹¹⁶⁾。そこでは、「授業停止ノ期間ハ四月一日ヨリトアルモ備考ニ依リ動員下令アルマデ学校ニ於ケル授業ヲ継続スルコト」と、動員されていない学級については命令があるまで、明確に授業の継続を指示しており、継続する緊要教科の範囲と取扱については追って指示することも伝えていた。「措置要綱」により、四月から中等学校では一斉に授業停止になったような印象を持つが、後述する立教中学校の事例にみられるように、動員されていない学年は指示通りに授業を継続していたのである。また、進学についても、「本年度入学決定者ハ入学セシムルコト」と指示しており、前章でみたとおり、新入学や進学が行われた。

そして、「授業料ニ付テハ当分ノ内従来通ノ取扱ヲナ

シ支障ナキコト」としており、学校経営維持への配慮が見受けられる。さらに、動員下令により授業が停止になるときは、授業料は之を徴収しない見込みだが、学校の経営維持に要する経費については、別途指示すると、ここでも配慮があることを示唆している。実際、立教中学校では、諸物価の騰貴、修学年限の短縮や罹災のために生徒数が激減し、収入が四〇%も減少していた⁽¹¹⁷⁾。このため授業料の増額申請をおこなっていた⁽¹¹⁸⁾。そうした状況が各校で予想されるなか、動員を図るうえで、基盤となる学校が存続できないような経営状態にはできなかったのである。そして、「生徒隊ノ組織、編成運営等ニ関シテハ目下具体案作成中ナルコト」としていた。

さらに、東京都では、東京大空襲を始めた空襲による工場や交通機関、生徒の住居の罹災をふまえて、「罹災、疎開等ニ因ル転出希望生徒ノ勤労継続ニ関スル件」⁽¹¹⁹⁾を四月一八日に発している。ここでは、「現在出勤中ノ工場事業場ニ於テ勤労継続困難トナリタル中等学校三年生以上ノ男女学徒ニ付テモ出来得ル限り現在ノ出勤先ニ於テ勤労ヲ継続セシムル様指導」することを前提に、通勤困難などの場合には受入側に宿舍を斡旋させたり、親戚知己に寄留させたりするよう措置をとり、さらにそれでも困難な場合には、本人の希望により転出地にある学校に転学せしむること、また、上級学校進学者

で、中等学校から同一の勤務地にいる者で、通勤が難しく寄宿舎などが確保できない場合には、上級学校の動員先に移動させ、いずれの場合でも、転出先の学校では速やかに当該学年の動員に参加させることとしていた。

一方、政府は、学徒勤労を強化するために「工場ニ於ケル学徒勤労刷新改善ニ関スル件」を四月五日に文部省・厚生省・軍需省の次官会議で決定した⁽¹²⁰⁾。ここでは、学徒の「指導監理」に關して「刷新改善」を実施するとして、学校と配置工場の錯綜が学徒勤労上の「諸欠陥ノ主因」として「能フ限り一学校ハ一工場ト特定連繋セシムルコト」とし、その工場の選定は「学校ト近距離」のものとする、「学徒ノ勤勞ノ關係上事情ニ依リ転校又ハ他学校ヘノ委託ヲ認」めていた。そして、「派遣教職員ハ学徒ノ動員期間中ヲ通シ能フ限り交代セシメサルコト」とし、工場幹部と派遣教職員の緊密な連携により、双方の要望が実現するようになるとともに、学徒の配置も可能な限り「一定ノ部署ノ生産ヲ担当セシムル」様に措置するよう指示していた。この背景には、学徒が「單ナル雜役的作業ニ従事」していて「学徒ノ知能学力ヲ満足セシムル様」配慮することが望まれていたためであった。また、「勉学修養ノ指導」では、勤労働員中、生産を行いながらも、「務メテ勉学修養ヲ為サシムル」様に指導し、手持ち時間などに教育や読書を行わせた

り、「状況之ヲ許ス場合ハ学校側ト工場側ト協議ノ上一定ノ登校日ヲ設ケ得ル」と、学業の実施について、これまでの勤労重視から一定程度の緩和をも認める方針を打ち出した。おそらく全体として一年間の授業停止という措置の中で、一定程度、勉学も認めなければ、学校の存在価値を示せないと思われる。

この決定に対して、東京都では、その実施のための具体的な指示や留意事項を、同名の文書として各学校長などに通達した⁽¹²¹⁾。ここでは、学校と工場の特定連繋關係を設定して、特定工場に集団配置するのは、「生産効率ヲ向上」させるためだけでなく、学徒の「勤勞管理ヲ強化」するとともに、「勉学修養ニ必要ナル環境ヲ形成セシメン」とする趣旨があると説明している。重要なのは、「一学校ハ一工場」というのは「建前」で、實際を勘案して「学校ヲ数工場ト特定連繋セシムルハ差支ナク」、また「大工場ニ付テハ数学校ヲ之ニ連繋」することは妨げない、さらに「特定連繋セシムベキ工場ハ生産上緊密ナルモノニシテ且受人態勢整備セルモノ」として学校の近距離にある工場だから連繋させるのではないと、事実上次官決定とは異なる指示をしていたことである。これまで都側では、立教中学校に見られるように、学級ごとに分散して数事業場に分散して配置してきたのであり、それをこの時期になって、一つの工場にまとめ

るのは、生産効率からいって、逆に難しいという実情があり、さらに東京には生産上重要な工場が必ずしも学校の近距離にあったわけではなく、そうした工場にすでに動員していた関係上、都側では、これらの既成事実に即して柔軟に対応するように指示せざるを得なかったといえよう。

しかし一方で、学徒指導の派遣教職員は「特別ノ事情アル場合ノ外之ガ交替ヲ認メザル方針」で、派遣職員は「決戦教育措置要綱」の趣旨に則り、教育訓練は専ら出勤工場内において「動員学徒ト起居ヲ共ニシ師弟同行之ニ当ル」ように学校長が教職員に指導すること、派遣教職員は「工場ニ対スル批判的立場ニ立ツコトナク工場ト連絡ヲ密ニシ」て、生産の実情を認識して学徒を指導するとともに、「学徒ノ純真ナル要望ニ対シテ直ニ之ヲ工場側ニ反映セシメ」るような役割をはたすことを求めている。また、工場側には、「学徒ヲ以テ作業全工程ヲ担当シ得ル如ク」工程に工夫を加えて「学徒ノ責任觀念ノ昂揚、学徒自治機能ノ活用ヲ図」り、作業については「其ノ智能学力ヲ活用」し「勤労意欲ノ昂揚ヲ図ル為務メテ主体作業ニ従事」させるように配慮することを求めている。学校の登校日については、「原則的ニ之ヲ設置スル趣旨ニ非ズ」とし「生産事情之ヲ許ス場合ニ於テ学校及工場協議ノ上之ヲ設クルコトヲ得ル趣旨」で、工場

寄宿舎などで教育訓練を行い「学徒タルノ自覚ニ徹セシムル様指導スル場合ヲモ含ム意ナルコト」との注意を促していた。これらのことから、都側の指示は、中等学校以上の通年動員の「全校化」という事態のもとで、「学徒」や「学校」という存在意識や勉学意欲を、生産現場においても何とか維持することを考えていたことが見て取れる。

東京都教育局では、前述のような学徒勤労の強化が求められる状況ではあったが、激しい空襲で工場が罹災するなかで、それとは異なる対応をせざるを得なくなっていた。五月二一日に「工場罹災ニ伴フ勤労学徒ノ措置ニ関スル件」を傳達して、各学校に東京都の状況にあわせた対応を求めた¹²⁷。まず、工場が罹災した場合には、復旧計画の有無にかかわらず、「協力終了ト見做シ出勤学徒ハ引揚ゲ」て、学校長は教育局長宛に直ちに報告する、そして「出勤学徒ヲ引揚ゲタル上ハ戦災跡地整理作業其ノ他緊急措置ヲ要スル臨時作業ニ出勤セシメ」、「又ハ適当ノ方法ニ依リ授業並ニ修練ヲ実施スル等臨機ノ措置ヲ講ジ」て「学徒ヲシテ閉期ヲ生ゼシメズ」としていた。罹災工場が多く出て、工場での勤労作業ができない状況が生じたため、「戦災跡地整理作業」や、本稿で注目している授業や修練の再開を指示するということがなったのである。かくて、「決戦教育措置要綱」で学徒

を総動員する態勢がとられたものの、東京都においては、空襲により一部では学徒勤労動員が成り立たなくなっていたのである。この点を次項では、立教中学校の事例を通して見ていく。

二 立教中学校の状況

一九四五年三月一〇日の東京大空襲は、主に東京下町地域を焼夷するもので、立教中学校の動員先も罹災した。『教務日誌』⁽¹²³⁾には、「今晩ノ空爆ニヨル火災ノ被害甚大、四年三組ノ出勤先明治製菓、同一組ノ出勤先大日本油脂モ全焼、生徒ノ罹災者亦多カルベキ見込」(3/10)と記載され、さらに「罹災出勤先ノ生徒ニ対シ、来十四日及十七日ニ登校スベキ由、通達。(大日本油脂・明治製菓・罹災セザレドモ当分勤務不可能ト認メラル、大同製鋼及鐘淵デイゼルノ四社ニ出勤中ノ三・四年級)」「阿部氏、出勤先工場罹災ニ関シ、報告及打合ヲ兼ねテ都庁ニ出張」(3/12)することになった。二日後、「四年全部、三年一・三組登校。授業無く、主任ヨリ夫々注意アリテ解散。但シ、鐘淵デイゼル出勤ノ四ノ二・三ノ三兩組ハ明日ヨリ出勤スベキ旨、花房ヨリ通達シ、猶、三年級ハ阿部氏指導ノ下ニ、校庭防空濠作業。(午前中)」「(3/14)という状況であった。そして二三日には「四ノ四・三ノ一兩組、本日ヨリ当分ノ間、志村ニ於ケ

ル軍防空濠作業ニ出勤(大同製鋼休業中ニツキ)」「(3/23)という指示がだされ、鐘ヶ淵デイゼルの出勤が継続したが、大同製鋼の出勤は当分、見合わせられ、防空壕構築作業へまわされたのである。空襲後、教員が都庁へ出張して相談し、このような作業についたことから、前述した五月二一日の都の通達に結実する方策が、すでに実施されつつあったといえよう。

さらに、三月三〇日には、「二年一・二組、三ノ一・四ノ二・三・四組登校。午前九時、朝礼。阿部氏ヨリ疎開作業出勤ニツキ指示並注意アリ。(二年三・四組ハ本日ヨリ豊島区役所ノ指令ニ基キ疎開作業ニ従事、関口・館澤両氏監督)」「(3/30)、翌日も「四年一・三・四組、三年一組、二年全組、豊島区疎開ニ出勤」(阿部氏、都庁ニ出張。(勤労動員ニ就テノ件)」「(3/31)していた。そして、四月一日からは、三年生が日本通運(飯田町・吉祥寺両駅)に短期動員されることになった(4/11)。

四月になると、立教中学校の周辺も空襲を受けた。四月一三日に「敵一七〇機、単機或ハ数機宛帝都来襲、西北部地帯焼失。本校周囲概ネ焦土トナル」(4/13)との事態に、立教中学校では「午前十時、臨時職員会。本日ヨリ二十二日(日)マデ臨時休校。本校内ニ豊島区役所移転、被災者ヲ教室ニ収容ス」(4/14)との対応を

取ることになる。罹災者は四月一六日には退去したよう
で(4/16)、一七・一八日と生徒職員が校内清掃を
行った(4/17・18)。そして、二三日に「午前十時、
全校生(除五年附設課)集合(六百余名)、学校長ヨリ
訓辞アリ、後、各組主任ヨリ出席状況ノ調査其他注意ア
リテ解散。教室ノ清掃ヲ為サシム」(4/23)が行われ
た。

こうして、校舎内に豊島区役所が入る状態になったも
のの、一・二年生は授業を再開することになった。『教
務日誌』には、四月二六日に「本日ヨリ一・二年授業再
開」(4/26)とあり、三〇日には「朝礼ヲ終ヘテ警報
発令アリ、情況ヲ考ヘテ授業中止、帰宅ヲ命ズ」(4/
30)としていて、継続して授業が行われていたことがわ
かる。五月一四日の記事にも、「午前九時始業。授業実
施。(警報発令中ナルモ情況ニヨリ)」とあり、動員され
ていない一・二年生は授業が継続していた。

五月に入っても上級学年は、動員先が定まらない状態
で、整理作業に当たっていた。五月一日は、「附設課乙
班(三・四組)ハ豊島区内照空灯設営ニ、四年二組ハ区
役所手伝ニ夫々出動」(5/1)、さらに「附設課乙班ハ
降雨ノ為、作業中止。四ノ二ハ昨日通り区役所ノ手伝。
三年級ハ合併教室ニ於テ主任指導ノ下ニ組編成及諸注意
ヲナス」(5/2)、「附設課乙班ハ照空灯設営ニ、四ノ

二ハ区役所手伝ニ、三年ハ主任指揮下ニ諸注意アリ」
(5/3)という具合であった。

五月二四日・二五日と、東京西部に大規模な空襲があ
り、五月二五日の『教務日誌』には、「此ノ夜、B 29
二五〇機、帝都来襲西南部ヲ主トシテ各所ニ火災発生、
黒烟月明ヲ覆ヒテ四辺為二昏ク、西南風猛烈ヲ極ム。停
電ノ為、後半ノ情況不明」(5/25)と記され、翌日は
臨時休校となった(5/26)。五月二八日は「午前八時
始業。空襲罹災ノ為ニヤ交通不便ノ為ニヤ生徒集合少
シ。罹災調査ソノ他各主任ヨリ注意アリ」(5/28)と
いう状態であった。これらの空襲を受けて、六月四日に
は「三年級、本日ヨリ浅草区内、罹災堅牢建物清掃作業
ニ出動。(予定一ヶ月)」(6/4)、六月六日には「二年
級、本日ヨリ区内戦災地農園化作業ニ出動。(予定一ヶ
月)」(6/6)し、六月三〇日に「二年級短期動員解除
式。(豊島区経済課長ノ挨拶アリ)」(6/30)となっ
た。二年生は六月に短期の作業に動員されたのである。

この間も、『教務日誌』の「午前九時、始業。(一年授
業・二年作業、午前中ニテ中止)」(6/23)という記
述からわかるように、一年生の授業は継続していたよう
である。そして、一年生は、七月には第一学期の考查が
行われた。七月七日に「午前九時始業。一年級考查(第
一日)」(7/7)が開始され、空襲警報や警戒警報によ

る休校をはさんで、九日、一二日と三日間行われた(7/9・12)。「決戦教育措置要綱」の備考に記載され、東京が具体的な指示をしていたことが、空襲により中断が多かったものの、学校での授業と定期考査の実施を可能にしたといえる。

一方、四年生は、鐘ヶ淵ディーゼル罹災により配置転換がなされ、六月一八日から日本通運の汐留駅に配属された(6/18)。他の四年生は、埼玉県新倉町にある中央工業に配属された⁽¹²⁴⁾。また、三年生は、七月二六日から「三年級、中央工業入所式」(7/26)と、四年生と同じく埼玉県の中央工業に入所し、動員されることになった。附設課は、前章でも述べた通り、甲が旧五年生、乙が旧四年生で、甲は陸軍造兵廠に動員されており、乙は被服廠に動員されていた。しかし、甲の旧五年生は、六月二五日に造兵廠から退所し、二八日から大同製鋼に入所した(6/25・28)。

東京都では、六月二一日に関係学校長に、「七月一日以降動員継続二関スル件」を発し⁽¹²⁵⁾、「現在出動中ノ工場二引キ続キ動員スベキ」としていたが、「罹災疎開ニヨリ出動不可能」等になった場合には、教育局学徒動員課と連絡の上、「新工場ニ出動ノ方途ヲ講セラレ度」としていた。そして、同時に「都外工場ヘノ出動二関スル件」で「東京都内中等学校ハ原則トシテ都内工場ニ出動

スベキモ止ムナキ事情ニ依リ出動ヲ必要トスル場合」には、工場所在地の県庁を通じて総監府に申し出て、東京都と警視庁と協議の上、東京都長官の命令により出動するものとするとの指示を出していた。こうした都外への疎開などによる工場移転に伴う動員先の拡大が、三・四年生の埼玉県新倉町への配置換えや新たな動員につながったのであろう。

三 学校隣組の運用

一九四五年四月から、これまで設置されていた学校隣組が改組され、学校別の連絡組織から、地域別の連絡機関となった。立教中学校が所属することになったのは、第一二組学校隣組で、豊島区内の中等学校二二校(中学校、高等女学校、実業学校が参加)によって構成されるものであった。この第一二組学校隣組は、四月九日に結成会が開かれ、会場は「立教学院一号館」で、帆足秀三郎校長が世話役・副組長となり、隣組会合の記録や各校からの報告書のとりまとめ役を担当することになった⁽¹²⁶⁾。組長は都立第十高等女学校の野間忠雄校長が就任することになった。

このような改組がおこなわれたのは、六月一日に東京都教育局長から出された通達から理解できる⁽¹²⁷⁾。この通達では、「近時敵機来襲ノ激化ニ伴ヒ通信連絡二関シ新

ナル方途ヲ講ズベキ要アルニ鑑ミ爾今当分ノ間標記隣組
常会ヲ左記ニ依リ定期的ニ開催シ「所定連絡官ヲ派
シ、本部並ニ学校間ノ連繋ヲ一段ト密ナラシメ決戦教育
ノ敏速ナル実施ニ資スルコトト相成」としており、空襲
の激化により連絡が不徹底になることを避けるため、隣
組常会を定期的に開催して、連絡事項の徹底と文書收受
の確実性を高めるとともに、幹事校に報告書や提出物を
取りまとめさせて都に提出する目的であった。このた
め、都の教育局では、毎月七日、一七日、二十七日の三
回、必ず常会を開催することにし、視学官を連絡役とし
て派遣することを決めた。第一二組では両角視学官が派
遣されることになった。

例えば、四月二十七日には、「重要教材ノ調査報告」（顕
微鏡や測量器、タイプライター、珍貴図書など）と「罹
災生徒ノ状況報告」について「以上二項、四月二十九日
午前中ニ立教中学校マデ提出ノコト」と記されていた
り、五月一〇日には「主要食糧職域配給ノ件（今後、毎
月五日迄ニ前月分ノ出勤日数ヲ立教事務所ニ報告提出ス
ルコト。但シ四月分ハ今月二十日迄トス）」としていた
りして、隣組で立教中学校が必要な報告を取りまとめる
様子が見て取れる。また、六月九日には、両角視学官が
出席し、戦時教育令や学徒隊の編成要領、海軍志願兵徵
募の件、疎開・罹災による転学者の取り扱いに関する件

などが指示された。この中には「私立学校補助金ノ件
（勤続手当、応召者補助、来六月二十七日報告書提出ノ
コト）」など、私立学校にとつては、経営に関する事も
含まれていた。その後も、学徒隊編成関係で指示が多
く、国民義勇隊や義勇戦闘隊との関係についても指示が
行われていた。この学徒隊については次節で検討する。

そのほかで、六月において重要な指示は、六月一七日
の「上級学校進学者取扱」と「附設課在学中ノ生徒配置
転換ノ件」である。「上級学校進学者取扱」では、「新職
場ニ直ニ向ケル方針。職場決定スレバ上級学校ヨリ中等
学校ニ対シ、ソノ集合場所ト日時トヲ通知ス」との方針
が伝えられた。上級学校進学者は、前節で述べたよう
に、六月までは進学のまま現在の作業地での勤務を継続
するよう通達が出ていたが⁽¹²⁸⁾、その時期になったので、
移動を開始するように指示するものであった。しかし、
その一方で、六月二日には東京都は、高等専門学校の
一年生についての配置転換は、出勤命令があるまで現在
の出勤先において作業を継続するように指示していて、
動員配置の準備が整っていなかったことがわかる⁽¹²⁹⁾。
「附設課在学中ノ生徒配置転換」は、「在来ノ職場ニ於テ
統合転換ノコト、ソノ実状、実数ヲ六月二十七日迄ニ報
告スルコト」とあり、附設課の生徒についても、職場は
変えずとも、人員を集中する指示がなされたのである。

この学校隣組常会は、敗戦後も継続し、敗戦に伴う諸措置の伝達、軍事教練の廃止、「御真影」の取り扱い（最終的には神道様式の払拭）、「修身・歴史・地理ノ授業停止」などの教育内容、戦後の短期動員などの指示について指示、連絡の役割を果たした。一九四六年六月一日に「向後ハ一日ハ学校長、十五日ハ教務主任ノ常会トス」と書かれ、記録が終了している。

(二) 戦時教育令と学徒隊

一 学徒隊の編成

① 東京都による通達

一九四五年五月二二日、勅令三三〇号として「戦時教育令」全六条が公布された。⁽¹³⁰⁾ 決戦教育措置要綱を法令化したもので、学徒隊の目的と編成を明確に規定していた。学徒隊は、学校ごとに教職員と学徒を以て組織し、戦時に緊切なる要務（食糧生産、軍需生産、防空防衛、重要研究）にあたる「挺身組織」であり、戦時に緊密なる教育訓練を行う「教育訓練組織」であるとしていた。また、その編成において、地域ごとの連合体だけでなく、職場ごとの連合体も規定していた。

同日に出された「戦時教育令施行規則」⁽¹³¹⁾ で、より明確に学徒隊の「組織編制」について定めており、原則と

して、学部・学科・学年・学級などを単位とし、学校長が学徒隊長になり、必要に応じて、大隊、中隊、小隊、班に分けて、その長は教職員だけでなく学徒の中からも任命できるとした。地域ごとに組織する連合体は、全国学徒隊は地方学徒隊をもって組織し、地方学徒隊は都道府県学徒隊などにより組織され、都道府県学徒隊は都道府県中等学校学徒隊ほかで組織され、この中等学校学徒隊の隊長は東京都にあつては、教育局長があたるとしてした。さらに職場ごとに組織する職場学徒隊の編成も規定され、二以上の学徒隊の一部が同一の職場で「挺身」しているときは、職場学徒隊を組織するとし、その隊長には、「挺身」している学徒の学校長の中から任命されることとなっていた。勅令の第三条に示された学徒隊の「教育訓練」については、「一 軍事教育ニ関スル事項 二 防空防衛ニ関スル事項 三 生産技術ニ関スル事項 四 其ノ他戦時ニ緊要ナル教育訓練ニ関スル事項」に重点を置くこと示された。この勅令とそれに伴う施行細則は、立教中学校にも伝達された。⁽¹³²⁾

これを受けて、東京都は、六月七日に学徒隊の編成を各校に通達した。⁽¹³³⁾ 通達された「東京都学徒隊編成並運営要綱」では、東京都学徒隊は「全国学徒隊ニ率先シテ熾烈ナル忠誠護国ノ念ニ燃エ旺盛ナル責任感ヲ以テ積極敢為其ノ本分ノ達成」にあたると、工場が集中する東京

都ならではの「挺身」を求めていた。学徒隊は「原則トシテ学年、学級等ヲ単位トシテ之ヲ組織ス」とし、小隊の基準は五〇名程度、中隊は三ないしは五小隊、大隊は三ないしは五中隊からなり、学徒隊長には学校長があたるとしていた。そして、地域ごとに組織する学徒隊（地域学徒隊）の構成は、東京都中等学校学徒隊、東京都青年学校学徒隊、東京都国民学校学徒隊から成り立ち、隊長は東京都長官、東京都中等学校隊隊長は東京都教育局長が当たり指揮するとした。職場ごとに組織する学徒隊（職場学徒隊）は、二以上の学徒隊の一部が同一職場で「挺身」するとき組織し、隊長は当該学校の校長の中から、副隊長は当該職場に「挺身」する教職員の中から、東京都長官が任命するとしていた。地域学徒隊及び職場学徒隊は、原則として男子部と女子部に分けることも指示されていた。「教育訓練」についても、施行規則に記載された四つの項目が再度、明確に示された。さらに、学校正規の授業を停止するときは、授業料に代えて、教育訓練に要する経費を、授業料相当額を超えないように徴収することを認める、この経費の増額を行う場合には、東京都長官の認可を受けることも指示された。そして、備考において、学徒勤労令に規定する学校報国隊は当分の内、勅令第三条の規定する学校における学徒隊の一部、または全部とみなすとしていた。備考では、

また学校報国団との関係についても方針が示され、学校報国団は存置するが、学校報国隊は廃止すること、学校報国団の運営は、学徒隊の福利厚生、援護、教養等に関することに重点を置いて行うこと、報国団費は従来通り徴収しても差支えないとしていた。「備考」の中で重要であったのは、「学徒隊ト国民義勇隊トノ関係ニ付テハ別途通牒ス」という点と、「学校学徒隊ノ結成ハ直ニ之ヲ行ヒ別記様式ニヨリ東京都長官ニ報告スルコト」、そして「地域及職場学徒隊ノ結成ハ遅クモ六月下旬迄ニ之ヲ完了スルモノトス」という点にあった。国民義勇隊との関係については、後述する。

六月二五日には、東京都は、職場学徒隊の中でも、特に工場における学徒隊（工場学徒隊）の組織編成や運営に関する通牒を發した⁽³⁴⁾。工場学徒隊が多く存在する東京都としては、その運営は重要な課題として認識していたようである。全体として、「工場学徒隊ノ運営ニ付テハ自発能動ノ精神ヲ發揮セシムル如ク措置スルコト」と「工場学徒隊ノ編成ニ即応シ工場ニ学徒労働協議会及要スレバ学徒勤務事務專管部課ヲ設置シ工場及学校教職員一致協力シテ学徒ノ勤勞指導ニ当ルコト」が指示され、添付された「東京都下ノ工場ニ於ケル学徒隊組織運営並学徒勤勞指導組織確立要綱」において具体的な指示項目を提示していた。以下、その内容の重要点を挙げる。

工場側に学徒勤労事務専管部課を設置し、学校側と工場側の連絡調整をするために学徒勤労協議会を設けるなどの規定が定められた。また、工場学徒隊には必要に応じて、大隊、中隊、小隊、班をおいて、その長には、教職員及び学徒の中から任命するとしていた。なかでも、この長を「学徒」の中から任命するという点に着目したい。そして、これらの隊長の任命にあたっては、上級学校または上級学年の学徒を、下級学校または下級学年の隊長にあてる、そのことにより、「努メテ学徒ノ自発能動ノ精神ヲ發揮セシムル様措置スルモノトス」としていたのである。学徒を責任ある地位に就けることにより、勤労意欲や自発性を喚起させようと考えたのである。

実際に、中島飛行機武蔵製作所での皇国三八一三工場(135)の学徒の動きから、この「要綱」が持つ意義が理解できる。齊藤勉の研究によれば、武蔵製作所に動員された当初は受入態勢も動員態勢もきわめて不備で、受入側の工場と学校側の監督の二元化は中途半端な管理となり、「純真な報国の赤誠」に燃える学徒の不満が高まっていた。このため学徒たちによって動員学徒にむけて発行されたと思われる新聞では、動員学徒の学校を越えた団結を密にするとともに、大学高専の学徒が中心になって中学生を指導するような強力な組織が必要であるとの認識が強まっていた。このため学徒隊結成時には、学徒の自

主性に基づく活動を展開し、組織に会社関係者が入っていることに失望と憤激が生じたという。このため、法令通りの隊編成がなされても、大学生や専門学生が隊長や副隊長の補佐役である「司令」となって、実質的にはこの「司令」を中心として運営がなされ、出勤率が著しく向上したという。『東京都学徒勤労動員の研究』では「皇国第三八一三工場学徒隊組織表」が掲載されているが、五〇名にのぼる大学・高専などの学徒が司令として任命されている。(136) こうした現場での状況に対応して、工場学徒隊の「要綱」が作成されたと考えられる。

さらに、東京都教育局は、七月四日に「戦時教育令施行二伴フ中等学校教育ノ実施ニ関スル件」(137)を通過し、「学徒隊ノ教育訓練ニ関スル事項」を示した。これは六月八日に、文部省国民教育局長が発した通牒(138)に沿うもので、学徒隊に編成された後の中等学校における教育内容を示したものであるが、東京都の状況にしたがって、その内容は大きく変えられている部分が多い。成績評定については、文部省の通達と同じく学校報国隊の時に出された通牒の趣旨が継続した。教育内容については、「教科及修練ノ指導ニ関シテハ緊要ナルモノニ付必ずシモ一学級単位ニ依ラス随時随処ニ機動的ニ之ヲ行フ」としていた。文部省の通牒にはなく特に注目したい点は、「戦時二緊要ナル教育訓練中ニハ手持時間ニ於テ行フモ

ノノ他登校日等ニ於テ行フ教科教授ヲモ含ムモノナルコト」と学校への登校日を考慮していることや、「軍事教育ニ関シテハ別途指示致スベキ『学徒軍事教育特別措置要綱』ニ依ルモノナルコト」としていることである。すでに空襲により事業場が罹災し動員解除されていることへの配慮が見られる。一方、軍事教育に関する要綱がどのようなものであるかわからないが、義勇兵役法の制定（後に、この通達が出されていることをふまえると、後述する「学徒義勇戦闘隊」との関連があるものと思われる。また、防空防衛についての教育訓練を、作業と密接な連繋のもとに実施するように指示していることは、東京都が空襲を数次にわたり受けていたことによるものだと思われる。

②立教中学校に関連した学徒隊の編成

これまで見てきた学徒隊についての東京都の通達が、どのような経路を通して立教中学校に伝達されたのかは判然とはしない。豊島区学校隣組において、同様の指示がなされていることから、この場で渡された可能性もある。いずれにしても、豊島区学校隣組の状況を見ることで、立教中学校への伝達状況を確認したい。¹³⁹

まず六月九日に、両角視学官からの指示事項として、以下が記載されている。「イ 戦時教育令ニ関スル件、

ロ 東京都学徒隊編成並運営要項、▽編成要項ニ就キ説明アリ、来十七日（日）ノ常会当日ニ編成表ヲ提出スルコト ▽報国団ハ存置シ報国隊ハ廃止ス、而シテ報国団ハ主トシテ学徒隊ノ福利・厚生・援護等ノ施設ヲナス」。六月七日に発せられた「東京都学徒隊編成並運営要綱」が説明されたと思われる。

六月一七日の両角視学官からの指示事項は、「イ 戦時教育令ニ就テ。（別紙印刷物参照） ロ 文部省訓令第 二号ニ就テ。（同右） ハ 学徒隊編成ニ就テ。（同右）」とあり、このときに諸通達が配布された可能性もある。また、この日に提出予定であった編成表が提出されたかは不明である。

六月二七日には、両角視学官から「来三十日（土）東京都学徒義勇隊結成式ノ件（於大東亜会館）」が伝達されている。ただ、この日に結成されたのが、「学徒義勇隊」なのかは、判然としない。当時、日本通運に動員されていた伊藤俊太郎の日記の六月三〇日の記述にも「雨の中を立教全員、汐留のトレーラーに乗って白金の明治学院に行く。他校の生徒と一緒に学徒義勇隊結成式に臨む。厳肅な雰囲気の中で、最高指揮官の陸軍大佐（名前は忘れた）の訓示あり」¹⁴⁰とある。しかし、この時期、六月七日の通牒にあるように、学徒隊と国民義勇隊や義勇戦闘隊との関係については、まだ指示がない。指示が

出るのは、七月二五日の東京都教育局長発「学徒隊ト国民義勇隊トノ関連ニ関スル件」⁽¹⁴¹⁾であった。また、豊島区隣組常会では、義勇戦闘隊の編成については八月七日に指示されている。

次に、立教中学校が組み込まれた学徒隊の編成について見てみよう。『諸通達綴 第一巻』には、日付は不明であるが、「東京都中等学校地区学徒隊編成表」が残されており、立教中学校は、「第六地区中等学校学徒隊」二四校の中に編入された。これは第一組隣組（板橋区）と第二組隣組（豊島区）の中等学校により構成され、司令は東京都立第九中学校の校長である山本勘助がつき、立教中学校校長の帆足秀三郎は、東京都立大泉中学校長の室岡孝治とともに副司令に就任している。この第六地区学徒隊の編成は、七月一日に司令の山本勘助から東京都教育局長に提出された⁽¹⁴²⁾。その編成表では、連絡網があり、都立第九中学校から立教中学校ほか三校が連絡をうけ、立教中学校は、都立農園中学校、城西学園中学校、豊南工業学校、東京育英中学校、豊島工業学校という五校へと連絡をまわすことになっていた。

一方、埼玉県の中央工業へ出動していた四年生五五名は、工場学徒隊の一部に編成されていた。埼玉県朝霞町にある東京陸軍被服支廠に本部を置く川口部隊第四大隊に編入され、第三中隊の第二小隊とされていた⁽¹⁴³⁾。小隊

長は、立教中学校の教員であった鈴木秀男が任命され、本部大隊長は金久保中尉、第三中隊長は城西中学校の武藤義雄が就任していた。残存する史料が地域学徒隊と職場学徒隊の全体の組織表しかないため、立教中学校内部の学徒隊の編成がどのようになっていたのか、学校学徒隊に工場学徒隊も入っていたのか、解明したいところであるが、現在のところわからない。

二 学徒隊と国民義勇隊・国民義勇戦闘隊

① 国民義勇隊と国民義勇戦闘隊

国民義勇隊⁽¹⁴⁴⁾とは、小磯昭内閣が、三月二三日に閣議決定した国民動員組織で、「本土防衛態勢ノ完備ヲ目標トシ当面喫緊ノ防衛及生産ノ一体的飛躍強化ニ資スルト共ニ状勢急迫セル場合ハ武器ヲ執ツテ蹶起スルノ態勢ヘ移行セシメンガ為左記ニ依リ全国民ヲ挙ゲテ国民義勇隊ヲ組織セシメ其ノ挺身総出動ヲ強力ニ指導実施スルモノ」であった。具体的には、職域や地域ごとに、国民学校初等科卒業生で六五歳以下の男子および四五歳以下の女性によって組織し、「(一) 防空及防衛、空襲被害ノ復旧、都市及工場ノ疎開重要物資ノ輸送、食糧増産(林業ヲ含ム)等ニ関スル工事又ハ作業ニシテ臨時緊急ヲ要スルモノ、(二) 陣地構築、兵器弾薬糧秣ノ補給輸送等陸海軍部隊ノ作戦行動ニ対スル補助、(三) 防空、水火消

防其ノ他ノ警防活動ニ対スル補助」の業務に出動するもので、「状勢急迫セル場合ニ応ズル武装隊組織及其ノ出動ニ関シテハ特別ノ措置ヲ講ズルモノ」とされていた¹⁴⁵⁾。ただし、「尚学校ニ付テハ別ニ定ムル学徒隊ノ組織ニ依ルモノ前項ノ業務ニ付テハ国民義勇隊トシテ出動スルモノトス」と学校においては、学徒隊が兼ねることになっていたのである。その後、四月二日には、大政翼賛会をはじめとする官製国民運動団体を解体し、国民義勇隊に統合することが決定し¹⁴⁶⁾、さらに四月二十七日には、「国民義勇隊ハ隊員ヲシテ各其ノ職任ヲ完遂セシメツ、夫々ノ郷土ヲ核心トシ生産防衛ノ一体的強化ニ任ズルモノトシ特ニ当面ノ任務ハ飽ク迄モ軍需、食糧ノ増産等戦力ノ充実に邁進スルコトヲ重視ス」¹⁴⁷⁾とされたため、学徒隊と任務が重複することになり、その調整が必要となった。また、その一方で、「状勢急迫シ戦闘隊ニ転移シタル後ニ於テハ主トシテ作戦ノ要望スル生産、輸送、築城、防空復旧、救護等兵站的業務ニ服スルヲ主眼トシ状況ニ依リ戦闘任務ニ服シ」と戦闘組織に転換することを視野に入れていた。この戦闘隊への転移についての法整備が必要であったためか、六月七日の「東京都学徒隊編成並運営要綱」では、「学徒隊ト国民義勇隊トノ関係ニ付テハ別途通牒ス」と関係を明確にしていなかった。

その後、六月二二日に「義勇兵役法」(法律第三九号)

が施行され、一五歳以上六〇歳以下の男子および、一七歳以上四〇歳以下の女子は義勇兵役に服し(第二条)、年齢制限外の者も志願することができた(第三条)。義勇兵は必要に応じて勅令の定めるところにより召集し、国民義勇戦闘隊に編入するとした(第五条)。かくして国民義勇隊の義勇戦闘隊への転移について具体的な検討がなされたのである¹⁴⁸⁾。

②立教中学校への通達

東京都教育局長は、七月二五日に「学徒隊ト国民義勇隊トノ関連ニ関スル件」を通達し、その関係を明確化した。これは、文部省総務局長、内務省地方局長の通牒を伝達するもので、すなわち「学徒隊ハ国民義勇隊ト別個ノ組織ナルモ一面其ノ組織ヲ以テ国民義勇隊トナルモノトス 此ノ場合ニ於テハ特ニ学徒義勇隊ト呼称ス」とし、その場合においては「中等学校以上ノ学徒義勇隊ニ在リテハ都道府県ノ国民義勇隊本部長ノ指揮ヲ受ケルモノトス」と定めていた。また、特に重要な点は、「学徒隊ハ学徒義勇隊トシテ戦闘隊ニ転移シ得ルモノトス」と、国民義勇戦闘隊に移行できると指示が出されたことである¹⁴⁹⁾。

豊島区隣組常会では、八月七日に、両角視学官からの指示事項で、「学徒隊ト国民義勇隊トノ関係ニ就テ(別

紙」とあり、七月二五日の通達の説明がなされた可能性がある。さらに、この日の常会では、「豊島地区学徒義勇戦闘隊二関シ大庭少佐ヨリ指示事項」があり、「イ編成資料。○官報・義勇兵役法（二〇一六一二二・法律第三九号）、○義勇兵役施行令（同・三八五号）、○義勇兵役法施行規則（二〇一七一五・省令八号）、○国民義勇戦闘隊二関スル陸海軍刑法及軍法会議ノ件（二〇一六一二二・法律四〇号）、○国民義勇戦闘隊統率令（二〇一六一二二・軍令二二号）、○国民義勇戦闘隊服装及給与令（二〇一六一二二・勅令三八六号）、ロ 編成表三通作製ノ上、八月九日中ニ、別ニ義勇隊連名簿ニ通作製ノ上、今月中ニ夫々第二師範軍事教官室ニ提出スルコト」とのことであった。この時期から戦闘隊の具体的な編成名簿の作成が始まったことがわかるが、実際、作成された写しが残っていないため、どのようなもので、提出されたのかも判然としない。

この常会の前の七月三二日に豊島区編成担当官の陸軍大佐・入江義郎から、「義勇戦闘隊編成準備ニ関スル件連絡」⁽¹⁵⁰⁾との文書が通知され、「編成上必要ニ左記及別紙様式ニ依リ至急調査報告相成度」として「義勇戦闘隊編成資料調査」として「職員ノ部」と「生徒ノ部」の表が付されていた。「生徒ノ部」の調査票には年齢別を記入する欄があり、一五歳未満と一五歳以上の人数を記入

するようになっていた。これは義勇兵役法で兵役に服するのが、一五歳以上であったためであろう。中等学校においては、一五歳未満の生徒もいたからである。学年、級別、人員、年齢別、短期及通年制、出動先工場名、場所が記入されるようになっていた。この調査は、備考に八月二日までに提出のこと、学徒隊編成表二部も提出のこととなっていた。立教中学校では、生徒の部の表だけが写しで残されていた。このため七月末の状況がわかる。各学年三クラスとなっており、一年生は動員されていない。一八七名在籍し、一五歳以上は七名だけである。二年生は一二六名で、一五歳以上は九八名であり、動員は短期で豊島区内戦時住宅建設予定地への出動となっている。三年生以上は全員一五歳以上で、三年生は一三〇名で中央工業新倉工場（埼玉県北足立郡）に通年動員と記載されている。四年生は一五四名で、芝区の本通運支店（汐留駅）と中央工業新倉工場に通年動員と記載され、附設課は二五名で、大同製鋼株式会社（向島区）に通年動員と記載されている。いずれにしても、本土決戦に備えて、八月中旬までに本格的に義勇戦闘隊の編成を始めたところで、敗戦を迎えたということだと思われる⁽¹⁵¹⁾。

三 学徒の組織化と陸軍の關係

文部省の学徒隊編成以前から、陸軍では地域において教練や勤労を中心に、軍の管理下で学徒の組織化を進める動きが存在した。こうした動きを、一九四五年一月から始まった東北帝国大学法文学部一年生の群馬県にある中島飛行機伊勢崎工場への動員のなかで明確に捉えたのが、徳竹剛の研究である¹⁵²⁾。この研究によれば、群馬県の伊勢崎や太田の工場において、学徒隊の編成を定める戦時教育令の制定よりも早く、本土防衛を担当する東部軍から「工場地域部隊」の組織化の動きが生まれ、打ち合わせ会が開かれていた。そのねらいを、学徒の自主性を引き出しながら、「東部軍は軍部の下への学徒の組織化を通じて、工場において軍隊的規律を体现し、その他の工具に波及させることによって生産能率を高めよう」とする一方で、「学徒を地域部隊として編成することで本土防衛の兵員として軍の影響下に置こうとした」と指摘している。すなわち、学校や文部省が持つ学徒に対する管理力が減少する可能性があったのである。しかし、戦時教育令による学徒隊が編成されることにより、「東部軍による学徒隊構想は後退し、軍部による学徒の掌握に歯止めがかけられた」とし、このことから、徳竹は「兵員・労働力としての役割しか求められなくな」るなかで、戦時教育令により「学徒が学徒としてあり続け

る法的根拠が与えられた」ことを明らかにした。徳竹論文は、このように軍部などとの關係から、戦時教育令の教育的社会的な役割を説明した点に大きな意義があるといえよう¹⁵³⁾。ただ、実際のところは、学徒隊の結成が遅れ、本土決戦が現実味を帯びるなかで、軍部の動きは解消されるのではなく、むしろ活発化したこと、本土決戦が目前に迫っているなかで戦時教育令が担保した学徒としての立場が限界に達していたことも指摘している。結果として、「学徒義勇戦闘隊」として組織化される前に敗戦を迎えて、この組織化は学徒隊との關係性をあいまいにしたまま霧消したのである。

さて、興味深いことに、この群馬で見られた同様の動向が、東京都の学徒隊結成過程においても、垣間見ることができるのである。そこで、本稿では、東部軍管区東京師管区の動向とその後を経緯を、断片的な史料しか残存していないため類推になってしまいが、陸軍と学徒の組織化について考察するために取り上げてみたい。

学徒教育令が出され学徒隊の結成が規定された翌日の五月二三日、東京師管区兵務部長は各学校長と軍事教官に対して、「勤労学徒教育指導ニ関スル件通牒¹⁵⁴⁾」を傳達した。その全文は「昭和二十年五月十二日附東部学第四三号通牒ニ基キ勤労学徒工場地域ニ於テ部隊ヲ編成シ一貫セル方針ノ下ニ教練指導ヲナス事トナリタルニ就テ

八本年二月十三日附東師兵務第五六号勤労学徒教育指導予定表及同実施報告ハ之ヲ行ハザル事トナリタルニ付通牒ス」というものであった。この文面から、五月一二日の時点で、「勤労学徒」を「工場地域」において「部隊」に編成すること、そして、「一貫セル方針」のもとで「教練指導」を行うことになったことがわかる。このために、二月一三日に指示していた「勤労学徒教育指導予定表」とその「実施報告」は行われなくなったということである。この二月一三日、および五月一二日の通牒は残存していないために、具体的な状況はわからない。しかし、東部軍管区東京師管区は、学徒隊編成以前に「勤労学徒工場地域」に新たな「教練指導」をなす「部隊」の編成を計画していたのである。

また、東京師管区兵務部長は同日付で学校長宛に、「工場地域勤労学徒教練部隊編成ニ関スル件通牒」⁽¹⁵⁵⁾も通達している。ここでは、「勤労学徒ヲ薫陶シツツ作業力ヲ合理的ニ活用セシメ以テ生産力ヲ戦局ニ魁シ急速ニ増強セントスル上司ノ意図ニ基キ各工場地域毎ニ軍事教官及学徒ヲ以テ勤労教練部隊ヲ編成シ目的ニ邁進セシムルコトト成リタルニ付協力相成度」とあり、この「勤労教練部隊」の編成が、単に軍事教練を行うだけでなく、「作業力」を合理的に活用することで「生産力」を急速に「増強」する意図もあり、その部隊は軍事教官と学徒

により構成されるものであったことがわかる。ただし、この文章の後に、「追而左記為念申添フ」と追記があり、「一、工場地域ニ戦時教育令ニ基ク学徒隊ヲ設置セラルル場合ハ之ニ即応スル如ク変更ス」と、戦時教育令に基づく学徒隊が設置された場合には、それに対応して組織を変更すると、文部省や学校側に対する配慮も見て取れる。また、「二、右軍事教官ト現服務学校トノ関係並ニ学徒ノ兵事事項処理ハ当分ノ間従前ノ通トシ其転移時期ニ就テハ更メテ通牒ス」とあり、「兵事事項処理」がいずれ「転移」することを前提にしていたことを示唆している。この追記は、軍の「勤労教練部隊」が、六月に制定されることになる義勇兵役法による組織編成を前提としていたということであろうか。いずれにしても、群馬県の事例ほど明確ではないにせよ、何らかの形で東部軍主導による学徒の組織化の動きが、東京師管区においても存在したであろうことは指摘できる。

その後、東京都における「勤労教練部隊」に関して記載された文書は、旧制立教中学校資料の中には残っており、この部隊の内容は不明である。東京で大規模な学徒隊が編成された中島飛行機武蔵製作所(皇国第三八三工場)の工場学徒隊においても、軍との関係で顕著な動きは見られない⁽¹⁵⁶⁾。立教中学校の『教務日誌』にも、この件について記載はない。

ただし、この陸軍の動きに関連する可能性がある通達が残されている。七月二三日に出された「陸軍現役将校学校配属令・同施行規程中戦時特別措置二関スル件」⁽¹⁵⁷⁾である。この通達は、文部省・陸軍省の協議の上での覚書「陸軍現役将校学校配属令・同施行規程中戦時特別措置二関スル陸軍文部両省協議覚書」が添付され、それに従うように指示している。覚書の内容は、教練地区を設定し、その地区は学徒の所属する職場・学校を複数含む実施に便利のように軍管区司令官が定める、教練地区の「高級先任ノ軍事教官」は教練の実施については教練地区長の指示又は監督に従う、教練地区長はその地区の学徒隊長の中から文部大臣が任命する、ただし、自分の間は地方総監⁽¹⁵⁸⁾の委任により任命を行う、教練地区における陸軍軍事教官は教練の実施に関して当該教練地区の高級先任の陸軍軍事教官の指示監督を承ける、一方、教練地区における学徒隊長は教練の実施に当該教練地区長の指導監督を承ける、教練地区長に対する指導監督は文部大臣または地方長官が行う、「教練地区長ハ教練実施ノ細部ニ関シ当該地区所管ノ軍管区司令官、師管区司令官又ハ連隊区司令官ノ輔導ヲ受ク」、というものであった。

これは「教練」に関するもので、前述の「勤労教練部隊」の編成とは、関係がないかもしれない。しかし、教

練を担当する軍事教官（将校）は、文部大臣が任命する教練地区長（学校長がなる学徒隊長から任命されることになる）の指示監督を受けるということは、文部省と陸軍の関係を考える上で、大きな意味を持つと考ええる。もちろん、教練地区の軍事教官は、訓練の実施に関しては上位の陸軍軍事教官の指示監督も受けるし、教練地区長は自分、内務省管轄の地方総監に任命されることになっており、さらに教練実施の細部は当該地区の司令官の「輔導」を受けることになっており、実際の教練は陸軍の主導下に置かれることが了解されていたと思われる。しかし、教練地区隊長が軍事教官を指示監督しうることとは、学徒の軍事教育たる教練において、文部省の管轄権が一応は確保されていたことになるといえよう。すなわち、この覚書において、学徒に対する文部省の管轄権が確保されたともいえるわけで、学校側が学生・生徒を監督する権限も最低限、確保しえたともいえるのである。しかし、徳竹論文が指摘するように、本土決戦が目前に迫っているとされて、八月中旬には義勇兵役法による「学徒義勇戦闘隊」が編成されようとするなかで、それも限界に達していたことも考慮しておく必要があるう。

おわりに

一 敗戦後の中等学校と立教中学校

ここでは、敗戦をむかえて、通年動員や戦時教育下にあった中等学校が、どのようにその態勢から離脱していくのか、立教中学校を事例にしてみたい。

八月一日、立教中学校の『教務日誌』には「正午、大詔御放送、ポツダム宣言受諾、不堪恐悚ノ至」（8/15）と書かれ、翌日には「一、朝礼時、学校長ヨリ一、二年級ニ対シ、大詔ニ就テ訓辞アリ。一、二年級、小林氏引率ノ下ニ銃器讓渡ノ為、東部一六部隊へ。」（8/16）と、銃器を陸軍に返還した。また、八月一七日には、文部・厚生両次官名で、出動中の男子学徒の動員解除が各学校長に通達された。⁽¹⁵⁹⁾ これを受けて、八月二一日には「一、午前九時、汐留日通出勤部隊（四年一部）退所式アリ」（8/21）と動員の解除がなされた。

八月一八日には、「一、一年授業、二年作業（深澤氏引率）、一、午後一時ヨリ全職員会（中略）、戦争終結ニヨル臨時措置等ニツキ懇談」（8/18）と、敗戦後の臨時措置が職員で話し合われ、二〇日には「一、午前八時、四年一部ヲ除キ、全校（附設課ヲ含ム）登校、学校長ヨリ大詔ニ就テ訓辞アリ。今月中、休校トス」（8/20）と九月までの休校が生徒に伝えられた。この二〇日

には、午後二時から九段中学校で、「全都学校長会」が開催され、帆足校長が出席した⁽¹⁶⁰⁾。ここでは、九月一日から全面的に正規の授業を行う指示が出されたようである⁽¹⁶¹⁾。ただ、八月二二日には、「一、午前八時、四年一部登校。「青少年学徒ニ賜レル 勅語」奉読式挙行、学校長ヨリ「戦争終結 大詔」ニ関スル訓辞アリ」（8/22）と、依然として一九四三年九月から毎月二二日に行われていた「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」の奉読式は継続していた⁽¹⁶²⁾。この間の二二日に、文部省は「戦時教育令」を廃止した⁽¹⁶³⁾。八月二七日に豊島区学校隣組常会が開催され。両角視学官から「隣組常会ハ従前通り、当分継続スルコト」との指示があり、同時に「軍事教練ノ件。（之ヲ廃止シ、教官ハ体錬科其他適當ナル科目ヲ担任セシムルコト）」と軍事教練の廃止が伝えられた。

立教中学校では九月一日に、校長会での指示に従って正規授業が行われるようになった。『教務日誌』では、「午前八時、全校生登校（附設課モ）学校長訓辞ニ次デ各主任ヨリ夫々注意アリ。本日ヨリ大東亜戦争終結後ノ正規授業ニ復ス」（9/1）と記している。九月三日には、「本日ヨリ「軍人勅諭」奉唱ヲ中止ス」（9/3）と毎朝行っていた「軍人勅諭」奉唱をやめ、九月五日には、「午後零時半ヨリ中央工業ニ出勤セル四年（一部）三年生徒ニ就キ正式ニ解除式ヲ行フ」（9/5）と、動

員の解除式が行われた。かくして、立教中学校は戦時態勢から離脱していくことになる。

九月四日には東京都教育局長から「教育刷新ニ対スル学校長ノ意見具申ニ関スル件」⁽¹⁶⁴⁾が通達され、「現状ニ即応セル戦後教育ノ刷新ニ関シ各位ノ隔意ナキ意見ヲ聴取シ以テ本都教育行政ノ運営ニ資シ度」として、具体的には、「終戦ガ学徒ニ及ボス精神的影響」と今後の対策、勤労働員の実績を具体的に挙げて教育刷新に資すべき事項、勤労働員が学徒に与えた悪影響と対処すべき教育上の対策、本都の過去の事項で資すべき事項の四点について、九月一七日までに提出するよう指示が出された。このことは、九月七日の隣組常会でも、両角視学官から指示されている。この指示に対して、立教中学校がどのような意見具申をしたのかは、史料が残っていない。

この九月七日の隣組常会では、「附設課程ハ九月三十日ヲ以テ終了シ、終了証明書ヲ交付ス。(上級進学希望者ハ昭和二十一年度ニ於テ在所中ノ成績ヲ考慮ス)」との指示も出され、立教中学校では、その指示通り、九月三〇日に「一、午前八時三十分ヨリ東京都ノ指令ニ従ヒ、附設課程二十二名ニ対シ終了証書ヲ授与ス。花房・小木氏出席。大同製鋼ヨリ谷本氏出席、謝辞アリ。」(9/30)との行事が行われた。勤労働員に必要であった附設課は、その動員が解除されると存在意義を失い、閉鎖

されたのであった。

九月一七日の隣組常会では、「陸海軍諸学校出身者及在学者ノ復帰並ニ編入ノ件」が指示されたが、これは九月一四日付で東京都教育局長が出した通牒「陸海軍諸学校出身者及在学者等中学校復帰並編入学ニ関スル件」⁽¹⁶⁵⁾に含まれた「陸海軍諸学校出身者及在学者等中学校復帰並編入学実施要領」に基づいて、復帰や編入を認めるものであった。さらに、一七日の常会では、「軍事教練其他戦時体制廃止ノ件」及び「終戦ニ伴フ服装・敬礼ノ件(ゲートル着用、挙手敬礼、集団登校等適宜ノコト)」が指示された。これを受けて、立教中学校では、九月二〇日に「一、放課後、週番会報。席上次ノ如キ事項ヲ決定ス。イ、「青少年学徒ニ賜レル 勅語」ハ今後、五月二十二日ニノミ捧読式ヲ行フコト。ロ、国旗掲揚ハ今後、四大節其他特別ノ日ニノミ行フコト、ハ、ゲートル着用、集団登校ハ之ヲ廃スルコト」(9/20)がなされた。

一〇月一日の『教務日誌』の記述では、「一、最近、復帰生徒多シ(10/1)との記述がなされ、一〇月二五日には「一、午前九時三十分ヨリ校長室ニ於テ復員学徒編入学志願者ニツキキ人物考査施行」(10/25)が行われた。一〇月四日には「終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件通牒」⁽¹⁶⁶⁾が出され、「戦争終結ニ関スル詔書」

の精神に添わない内容については、部分的に削除や取扱に注意することを指示した。その内容として、国防軍備等を強調する教材、戦意高揚のための内容、国際親を妨げる内容など具体的な箇所を挙げている。一〇月六日には「時局急転二件フ学校教育ニ関スル件」⁽¹⁶⁷⁾が出され、一〇月八日の隣組常会で指示も受け、銃剣道が廃止されることになった。さらに、立教中学校では、一〇月二六日に「一、放課後、週番会報。左ノ事項ヲ決議ス。イ、毎朝礼時ノ 宮城遙拝ハ向後特定ノ日ニ於テノミ行フコト。ロ、朝礼時ノ集合ハ全員無帽ノコト(中略)ホ、校内ニ於テ一々職員ニ対シ敬礼ノ必要ナキコト」(10/26)と決まり、戦時中の態勢は一層、払拭されることになった。しかし、一〇月二三日には「一、靖国神社秋季例大祭ニツキ臨時休校」(10/23)となったり、「宮城遙拝」や勅語の「奉読式」が無くなったりしたわけではなかった。

一方、東京都では、新たな動員が開始された。九月七日の学校隣組では、「短期動員ノ件(1) 戦災復興ニ関スル計画局ノ動員、(2) 経済局開墾動員、(3) 経済局戦災地農化動員ノ三種ニツキ九月中旬ヨリ約二ヶ月ノ予定ニテ最高学年ヲ動員ス」との指示があった。これは都が八月二二日に動員について各校長に通達した、「男子中等学校生徒は交通、運輸、通信関係への動員を除いて

全面的に動員先から引上げ、農耕作業による教育訓練に重点をおくと同時に、新たに援農、焼跡の農園化などに動員して食糧増産に寄与させる」⁽¹⁶⁸⁾方針に基づくものであった。立教中学校では、九月二〇日から動員が始まった。『教務日誌』によれば、「四年級、本日ヨリ約二ヶ月ノ予定ヲ以テ、都令ニ従ヒ区内根津山ノ整理清掃作業ニ従事。」(9/20)とある。しかし、一〇月一三日には、「四年級、本日ヲ以テ勤労働員解除。来週ヨリ三年級交替出勤(都令ニヨリ)」(10/13)となり、一〇月二〇日には「三年級、昨日ヲ以テ勤労働員打切り、本日ヨリ登校」(10/20)ということで、約一ヶ月で終了した。これは、一〇月一九日に出された「学徒動員終了ニ関スル件」⁽¹⁶⁹⁾により、東京都の出動命令を受けて実施中の学徒の動員は、本月末を以て終了すること、これまで出動命令により実施中の学徒の動員は(1)戦時中より継続の交通運輸等の動員、(2)終戦後出動せる東京都関係の土木、開墾及戦災地農園化等の動員、との指示によるものであった。かくして、戦後における戦時中の罹災整理や食糧難に対応した動員は終了することになった。

一〇月二六日には、立教中学校にとっては、注目すべき指示も通達された。それは「学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方改正ニ関スル件」⁽¹⁷⁰⁾である。この通達では、一〇月一五日付けの文部省訓令第八号の伝達および注意事項

が記載されている。内容は、私立学校は、明治三二年訓令第 一二号にかかわらず、課程外での宗教上の教育や儀式を行うことを認めるというものであった。課程外においても宗教教育を禁じた明治三二年訓令第 一二号が、キリスト教に基づく中等学校に与えた影響は大きく、宗教教育を維持するために公認中学校の認可を外れて、各種学校となった学校も少なくなかった⁽¹⁷⁾。立教中学校では、「認可校の中学校では認可を維持するために宗教教育を行わないが、立教学院を構成するひとつである寄宿舎での宗教教育と、通り向かいの築地三一教会での始業前と放課後の平日礼拝により、宗教教育を維持する方針で対処⁽¹⁷⁾」した。したがって、課程外で宗教教育が認められたことは、キリスト教に基づく諸学校にとつては認可校として認められるなど、その後の動向に大きな影響を与えるものであった⁽¹⁷⁾。

以上、見てきたように、立教中学校の敗戦後の措置の多くは、東京都教育局の通達と、それに基づく学校隣組での指示に従うものであった。もともと、毎朝の軍人勅諭の「奉唱」や、毎月二二日の「青少年学徒二賜ハリタル詔勅」の「奉読式」など、他校と比較して、より戦時体制を強めていたところは、自ら廃止したのである。

敗戦後、教育における戦時体制は、急速に停止されることになった。しかし、生徒の動員は、継続する業種が

あるとともに、新たな要請から一〇月末まで一部の学年で実施された。また、戦時体制から離脱していったとはいえ、その方向は戦前の教育への復帰であり、「勅語の奉読」、靖国神社の例大祭での臨時休校、「宮城遙拝」など、天皇の臣民としての教育は継続していた。ただし、宗教教育が課外であっても認められたことは、大きな出来事であった。一九四五年一〇月末の段階では、戦後における教育の民主化は、まだ見通せない段階であったといえよう。

二 結語

一九四四年四月から始まった学徒の通年動員は、中等学校では高学年から始まり、中学二年生にまで及んだ⁽¹⁷⁾。立教中学校では、工場などへの長期的な通年動員は三年生までであったが、一九四五年度に入ると二年生も短期的な動員をされることになった。ただ、こうした通年動員は「非常措置」として急遽、導入されたため、それに伴う諸制度が整うまでに時間がかかった。とりわけ「給与」に相当する「報償」の扱いを巡っては、「教育」との関係から学徒に手渡す金額を含めて、その制度が整うまでに半年かかった。また、この報償金をめぐる会計に關しては、学校側が個人の通帳などを作り管理しなければならぬなど、事務的な負担は大きなものであった。

通年動員により制度的に調整が必要となったのは、やはり「教育」との関係であった。八月に出された学徒勤労令により「勤労即教育」という理念が盛り込まれたが、「教育」を行う場合には、その達成度や学力などを「評価」する必要がある。この「評価」について、特に教科において、文部省・東京都は難しい対応をしなければならなかった。さらに、その「評価」が、調査書としてこれまでは上級学校に進学するときの資料になっていただけに、学校・生徒・保護者の不安は大きかった。七月に航空機の緊急増産が決定すると、学徒の勤労作業においてもその強化が求められ、授業時間を設定するのが難しくなった。その場合には、教科の成績が評定されないことにならざるを得なかった。上級学校への進学については、実際の教科の授業を受けていない以上、試験の方法も学力を考查するものではなく、「素質」「向上心」「研究心」といったことが評価の対象とならざるを得なかったのである。中等学校が用意する調査書も、勤労動員の成績が記載されることになった。

また、学籍簿における「評価」で重要であった「概評」の記入にあたっては、勤労動員の成績状況が「修練」の成績として、全教科の成績と同等に扱って評定されることが指示された。しかし、その勤労作業の成績の記入についても、東京都では細かく評定の基準を定めて

いたが、実際の成績簿の記入状況を見ると、各生徒の勤労内容は、同一事業場においても異なっており、作業場も分散していて、評価する教員が各生徒の状況を具体的に把握し、評価するのは難しいものであったことが推察できる。

もつとも、学校に残り教科学習していた立教中学校の一・二年生も、空襲が常態化するなかで授業日数が大幅に減少することになり、「教育」とくに教科学習の内容維持は容易ではなかったはずである。しかし、一九四五年三月まで、そして一年生は一九四五年四月以降も動員がなかったため授業を継続し、七月には定期考査を行っている。二年生も短期動員に出動することもあったが、四月以降授業を行う日もあった。三月に出された「決戦教育措置要綱」により、四月以降は国民学校以外の授業を一年間停止するとの措置が強く印象づけられているが、実際には中等学校において、授業が継続したことは、「措置要綱」に書かれた「備考」が、実質的に意味を持つていたことを証明するもので、こうした事例が存在したことに注目すべきである。こうした例外が可能であったのは、東京都の通達で、その「備考」をふまえて、「授業停止ノ期間ハ四月一日ヨリトアルモ備考二ニ依リ動員下令アルマデ学校ニ於ケル授業ヲ継続スルト」と明確に記載されていたからであろう。

このように東京都が通達したのは、文部省の通牒を、そのまま連絡するのではなく、地域の実状に合わせて、例外や留保をつけていたからである。特に東京都の場合には、一九四四年末から空襲が常態化し、さらに三月の東京大空襲を始めとして、断続的かつ広範囲に、アメリカ空軍による都市焼夷空襲を受けることになった。このため勤労働員先の事業場が罹災して、作業を行うことができなくなり、全生徒を動員することが難しかったことが挙げられるであろう。また、空襲により学校自体が罹災して使用不可能となる場合も少なくなかった。三月の東京都における中等学校への入学試験なども、空襲により調査書や学生簿が焼失してしまったことに対応するものであった。戦後も短期ではあるが、罹災地の整理や農園化などに動員されたのも、東京都ならではの措置といえよう。

文部省の通達が、東京都を通して各校に送られてくるのには、多少の時間のズレがあった。東京都教育局側の準備の関係からだろうか、その理由ははっきりしない。各種の公私立の中等学校を多く抱えていたことが、影響しているかもしれない。数多くの動員先の選定や、状況把握に時間を要した可能性は高い。空襲により、連絡が取りづらくなったため、一九四五年四月以降は地域ごと

に改組された学校隣組常会を設置した。そして、月三回開催するようになり、そこに東京都から視学官を派遣し、直接、指示を出すことによって、より早く都の通牒は伝達されるようになったようである。

これらの事例からわかるように、この時期の勤労働員と教育の実施に関する諸措置については、全国的な施策を見るだけでなく、各地の地域的な特色を考慮にいれて分析することが必要であろう。特に、東京都の場合には、そうした考慮が必要なことであることが、諸通達や組織の活用などから理解することができた。

一九四五年三月の「決戦教育措置要綱」で編成が示され、五月の戦時教育令によって組織編成が定められた学徒隊に関しては、地方行政組織が発した通達や、それに基づいての国民義勇隊及び学徒義勇戦闘隊との関係について、これまで必ずしも明確にされてきたわけではなかった。実際の編成についても、ある学校の史料が紹介されているに過ぎない¹⁷⁵⁾。本稿においても、立教中学校内部での編成実態まで説明することはできなかった。しかし、学校にもたらされた東京都の具体的な通達の内容とその時期について、また地域や職場における学徒隊の編成などの一部については明らかにすることができた。その中で、職場において学校を横断した組織として学徒隊が構想され、また生産を担う職場学徒の自発性を喚起する意図が込められていたことがわかった。

そして、同様に不完全であるが、いくつかの東部軍管区東京師管区の通達から、東京都においても、徳竹論文が明らかにした学徒隊結成以前に陸軍が学生の組織化を図ろうとする動向を確認することができた。本土決戦が目前に迫っているとされるなかで、通年動員下により事実上労働力として扱われていた学徒にとつて、「教育」を受ける存在としての学徒であることの意義は薄れ、兵力として注目されたのであったが、学徒隊という組織化によつて文部省や学校の管轄下に置かれることになった意義は小さくはなかった。確かに、その後も義勇兵役法に基づいて学徒義勇戦闘隊が組織されることになり、八月中旬を目途に準備が進められ、陸軍の影響力が一層強まることは予想されることであった。しかし、そうした編成が完了する前に、敗戦を迎えることになり、文部省や学校が学徒の管轄権を持っていたことが意味を持つことになるのである。すなわち、いち早く文部省や東京都が指示を出して、学校として敗戦に対応して、九月から「正規授業」に復し、その後も比較的短い期間で戦時体制から脱していくことが可能になったのである。

以前、拙論で、日中戦争期は戦時動員に各学校の独自の方針を持つて協力することが許容されていたが、アジア太平洋戦争開戦前における大政翼賛運動の中で、学校報国団や報国隊結成などの画一的な組織化が進められ、

各校の独自性は失われていったことを明らかにした⁽¹⁷⁶⁾。立教中学校ではさらに、一九四三年の段階で、完全にキリスト教色を払拭し、基督教教育同盟会から脱退した。東京都からの通達などの諸記録や学校隣組常会の記録と、『教務日誌』や『報告書類』などにある立教中学校が作成した文書とを見比べた限りでは、本稿が扱った一九四四年度および一九四五年度の敗戦に至るまでの立教中学校は、ほぼ東京都の指示通りに諸施策を実施していたことがわかる。この戦争末期の通年動員態勢下においては、動員下での教科教育の方法や時間などについて東京都が各学校に委ねると指示した事項を除いて、各校の裁量により実施できることは限られていたのであり、立教中学校も例外ではなかったのである。本稿で明らかにしたことは、通年動員下の諸措置や戦災に対応した、東京都の私立中等学校の一般的な事例として扱うことができよう。そして、その実態は、文部省や東京都教育局の場当たりのな諸措置と、一九四四年末からは空襲に翻弄されるものであったのである。

註

- (115) 『近代日本教育制度史料』第七卷、大日本雄弁会講談社、一九五六年、二七三頁、資料一四〇。
- (116) 教総収第一一二四号、一九四五年四月六日、東京都教育局長発各公私立中等学校校長宛（昭和十九年五月十五日以降 諸通達綴 第一卷）（以下、『諸通達綴 第一卷』と略称）所収、立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵。
- (117) 伊藤俊太郎「立教中学校二十世紀 八 嵐と動乱の中で」（『いしずえ』第三七号、一九八五年三月）二二三頁。
- (118) 同前。従来月額七円五〇銭から月額一〇円に増額の認可申請を二月に行った。しかし、東京都からは可否の回答がなかったという。
- (119) 教総収第一三七三号、一九四五年四月一八日、東京都教育局長発管下関係中等学校校長宛（前掲『諸通達綴 第一卷』所収）。
- (120) 「工場ニ於ケル学徒勤勞刷新改善ニ関スル件」、教総発一三七四号ノ二、一九四五年五月二日、東京都教育局長・警視庁勤勞部長発関係各学校長・関係各工場事業場代表者宛、に附属する「別紙」（同前簿冊所収）。
- (121) 同前文書の本文。
- (122) 勤業務第五七五号、一九四五年五月二日、東京都教育局長・警視庁勤勞部長発関係学校長・各国民勤勞動員署長宛（同前簿冊所収）。
- (123) 『教務日誌』は、本節以降で利用するのは、正式には『昭和十九年七月起 教務日誌 其三』（一九四四年七月一日から四五年六月末まで）と『昭和二十年七月起（昭和二十三年四月迄）教務日誌 其四立教中学校』という二つの簿冊であるが、以後は『教務日誌』で統一するとともに、『教務日誌』からの引用については、「はじめに」で注記したとおり、本文中の「」の後に日付を附すにとどめ出典を注記

しない。

- (124) 『立教中学校一〇〇年史』一九九八年、六〇五頁。
- (125) 「七月一日以降動員継続ニ関スル件、都外工場へノ出勤ニ関スル件」、一九四五年六月二日、東京都教育局長発関係各学校長宛（前掲『諸通達綴 第一卷』所収）。
- (126) 四月起、第一二組学校隣組の記録は、断りのない限り、『昭和二十年四月起 豊島区学校隣組記録』（立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵）による。この記録は毎回の会合の議事録となっている。
- (127) 「東京都中等学校隣組常会開催ニ関スル件」、教総発第一八三号、一九四五年六月一日、東京都教育局長発管下公私立中等学校校長宛（前掲『諸通達綴 第一卷』所収）。
- (128) 「新規中等学校卒業者ノ勤勞動員継続ニ関スル措置要綱二伴フ上級学校入学者ノ取扱ニ関スル件」、動国六〇号、一九四五年三月一三日（註100）。
- (129) 「高専新一年生ノ配置転換ニ関スル件」教動発第二号、一九四五年六月二日、東京都教育局長発関係中等学校校長等宛（前掲『諸通達綴 第一卷』所収）。
- (130) 前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、二七四頁、資料一四一。
- (131) 同前、二七五頁、資料一四二、文部省訓令第九号、一九四五年五月二二日。
- (132) 勅令三三〇号「戦時教育令」、文部省令第二号、一九四五年五月二二日（前掲『諸通達綴 第一卷』所収）。
- (133) 「学徒隊編成ニ関スル件依命通牒」教総収第二二〇九号、一九四五年六月七日、東京都次長発各区長各区役所長各中等学校校長等宛（同前簿冊所収）。
- (134) 「工場ニ於ケル学徒隊組織運営並学徒勤勞指導組織確立要綱ニ関ス

- ル件通牒一教総収第三号、一九四五年六月二五日、東京都教育局長・警視庁勤務部長発各中等学校長・関係工場事業場代表者等宛（同前簿冊所収）。
- (135) 以下の内容は、齊藤勉『東京都学徒勤労働員の研究』のんぶる舎、一九九九年、五四六―五五四頁に依っている。
- (136) 同前、五六〇―五七一頁。
- (137) 総収第二五九号、一九四五年七月四日、東京都教育局長発管下公私立中等学校長宛（前掲『諸通達綴 第一巻』所収）。
- (138) 「戦時教育令施行に伴フ中等学校教育ノ実施二関スル件」発国一四八号、一九四五年六月八日、文部省国民教育局長発各地方行政協議会長・地方長官宛（福岡敏矩『集成 学徒勤労働員』ジャパン総研、二〇〇二年、六六五頁）。
- (139) 以下の記述は、前掲『昭和二十年四月起 豊島区学校隣組記録』による。
- (140) 伊藤俊太郎『十五歳の日記―空襲と勤労働員の記録』新生出版、二〇〇二年、二一四頁。
- (141) 教総収第三二八四号、一九四五年七月二五日、東京都教育局長発各区長各中等学校長等宛（前掲『諸通達綴 第一巻』所収）。
- (142) 「第六地区学徒隊編成報告」一九四五年七月一五日、第六地区中等学校学徒隊指令（東京都立第九中学校長）山本勘助発東京都学徒隊本部長発東京都教育局長清水虎雄宛（同前簿冊所収）。
- (143) 「川口部隊第四大隊編成表」日付不明（同前簿冊所収）。
- (144) 国民義勇隊については、松村寛之「国民義勇隊小論」（『歴史学研究』第七二二号、一九九九年）、中山知華子「国民義勇隊と国民義勇戦闘隊」（『立命館平和研究』第一号、二〇〇〇年）などの研究を参照。
- (145) 「国民義勇隊組織二関スル件」一九四五年三月二三日閣議決定（『東京大空襲・戦災誌』編集委員会編『東京大空襲・戦災誌 第三巻 軍・政府（日米）公式記録集』東京空襲を記録する会、一九七三年、五一―五二頁）。
- (146) 「国民義勇隊ノ組織二関スル件」一九四五年四月二日閣議決定（『赤澤史朗ほか編『資料日本現代史』第二三巻、大月書店、一九八五年、五二―六頁）。
- (147) 「国民義勇隊ノ組織運営指導二関スル件」一九四五年四月二七日閣議決定（同前書、五二八―五二九頁）。
- (148) 前掲、中山知華子「国民義勇隊と国民義勇戦闘隊」。
- (149) 「学徒隊ト国民義勇隊トノ関連二関スル件」教総収第三二八四号、一九四五年七月二五日、東京都教育局長発各区长各中等学校長等宛（前掲『諸通達綴 第一巻』所収）。この通達の文章は、齊藤勉の研究によれば、六月末に文部省から地方長官に出されたものだとされている。しかし、その文章の典拠や史料情報については、明らかにされていない（前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労働員の研究』五七三―五七四頁）。
- (150) 同前簿冊所収。
- (151) 徳竹剛「通年動員態勢下における学徒勤労働員―東北帝国大学法学部伊勢崎隊―」（『東北大学史料館紀要』第二号、二〇〇七年三月）によれば、群馬県においては、東部軍は八月一〇日までに「学徒義勇戦闘隊」の編成を終える予定であったとしている（二〇頁）。
- (152) 同前論文。学徒隊については四章二節に詳しい。
- (153) さらに、福岡寛之の研究により、通年動員によって事実上、学徒が労働者と扱われるようになり、軍部などによって、「教育」という領域と「学生・生徒」という立場の消滅の危機に直面するなかで、国家

- の「将来」という観点からその立場を維持しえたことについて明らかにされている（福嶋寛之「教育」の戦時」（『史学雑誌』第一一四巻三号、二〇〇五年）。これに対して、徳竹論文は、一九四五年度前半にも、その危機が高まっていたことを明らかにした。すなわち、再度、本土決戦への準備という局面において、動員の現場において、主に兵力化を視野にいれた労働力として、学徒の指導権が陸軍に吸収される可能性が浮上していたことを明らかにし、今回も「学生・生徒」という立場の消滅を回避したものの、本土決戦が目前に迫っているなかで、それも限界にきていたことを指摘した。
- (154) 「勤労学徒教育指導二関スル件通牒」東師兵務第九一号、一九四五年五月二三日、東京師管区兵務部長発学校長・軍事教官宛（前掲『諸通達綴 第一巻』所収）。
- (155) 「工場地域勤労学徒教練部隊編成二関スル件通牒」東師兵務第九三三号、一九四五年五月二三日、東京師管区兵務部長発学校長宛（同前簿冊所収）。
- (156) 前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労働員の研究』五四六―五七一頁を参照のこと。
- (157) 教総収第三二五〇号、一九四五年七月二三日、東京都教育局長発各男子中等学校長宛（前掲『諸通達綴 第一巻』所収）。
- (158) 地方総監とは、一九四五年六月に、従来の地方行政協議会に代わり設けられた地方総監府の長官である。本土決戦を目前にして、非常事態に対応し、陸海軍と緊密な連携のもと地方における各般の行政を統括し、敵の上陸などにより国家行政が分断されても地域ごとに応急措置がとれることを目的とした。事務を所管するのは内務省で、内務大臣が統理するとされた（伊藤隆監修、百瀬孝著『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』吉川弘文館、一九九一年、一一五頁）。

- (159) 前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労働員の研究』五九三頁。東京都教育局は、八月二日に工場動員生徒の引き揚げ通達をおこなった（東京都立教育研究所編『東京都教育史 通史編四』一九九七年、二〇二頁）。
- (160) 前掲『昭和二十年四月起 豊島区学校隣組記録』。以下の記述で隣組常会についての記述は、この史料に基づくが、その都度、出典は記さない。
- (161) 前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労働員の研究』五九四頁。
- (162) 安達宏昭「戦時動員体制と立教中学校」（老川慶喜、前田一男編『ミッション・スクールと戦争―立教学院のディレンマ―』東信堂、二〇〇八年）において、一九四三年度二期からキリスト教主義学校である立教中学校への圧力が強まる中、「錬成の徹底化」が図られたが、その一環として毎月実施されるようになったことを指摘した（三二―四頁）。なお、毎朝、「陸海軍軍人に賜はりたる勅語」の全文の暗唱も行われるようになっていた。
- (163) 前掲、東京都立教育研究所編『東京都教育史 通史編四』二〇二頁。
- (164) 教総発第四一六号、一九四五年九月四日、東京都教育局長発公立中等学校長宛（『諸通達綴 第二巻 昭和二十年八月以降（至昭和二十一年九月）』以下、『諸通達綴 第二巻』と略称）所収、立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵）。
- (165) 教総収第三六一一号、一九四五年九月一四日、東京都教育局長発管下男子中等学校長（認指定各種学校ヲ含む）宛（同前簿冊所収）。
- (166) 教総収第三八二六号、一九四五年一〇月四日、東京都教育局長発公立中等学校長宛（同前簿冊所収）。
- (167) 教総収第三八九二号、一九四五年一〇月六日、東京都教育局長発男

女中等学校長宛（同前簿冊所収）。

(168) 前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労働員の研究』五九四頁。

(169) 教動発第一八三号、一九四五年一〇月一九日、東京都教育局長発関係学校長宛（前掲『諸通達綴 第二巻』所収）。

(170) 教総収第四一八一号、一九四五年一〇月二六日、東京都教育局長発管下私立中等学校長宛、別紙「文部省訓令第八号」（一九四五年一〇月一五日）添付（同前簿冊所収）。

(171) 多くの研究があるが、近年の研究として、中島耕二「明治三十二年文部省訓令第一二号と外国ミッシヨンの対応―米国長老派宣教師W・インプリーの活動を中心にして―」（『歴史』第一二三輯、二〇〇九年九月（後に、中島耕二『近代日本の外交と宣教師』吉川弘文館、

二〇一二年、第三部一章）。

(172) 多くの研究があるが、ここでは大江満「明治期の外国ミッシヨン教育事業」（『立教学院史研究』創刊号、二〇〇三年、五九〜六四頁から引用した）。

(173) その後、この通達により、キリスト教主義学校がどのように対応したのか、調査を進めたい。

(174) 前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労働員の研究』三八七頁。

(175) 同前では、『東京女学館百年史』に掲載された「東京女学館学徒大隊」や「義勇隊」「学徒戦闘隊」の編成表が掲載されている（五四四、五七六〜五七八頁）。

(176) 前掲、安達宏昭「戦時動員体制と立教中学校」。